



都市づくり

## 1-1-1

### 快適な生活基盤をつくる

#### 現状と課題

- 1 多くの地方都市では、急速な人口減少、市街地の低密度化による生活機能の低下が懸念されています。本市の田川伊田駅と田川後藤寺駅を中心とした両市街地においても、商業機能などの著しい低下が見られます。両市街地には都市機能が一定程度集積していますが、人口減少が続くと両市街地が単独で集積された都市機能を維持することは難しくなります。
- 2 公園緑地は、市民と自然の触れ合いの場、憩いと運動の場など多様な機能を有しており、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- 3 都市的環境と自然環境が調和しながら発展できる秩序ある計画的な土地利用を図ることが必要です。
- 4 水道は、市民生活に不可欠なものとなっています。現在、人口減少等により、水需要の低下が進み、水道料金収入は減少を続けています。その反面、安定した水道供給の継続には、老朽化した浄水場の改修や、地震に強い配水管の布設など、水道施設を新たに構築していく必要があり、これらには多額の費用を伴うため、将来の水道料金の上昇は避けることができない状況となっています。これらの課題に対応するため、令和元（2019）年度に、田川市、川崎町、糸田町、福智町と田川地区水道企業団の統合を行い、「田川広域水道企業団」として経営を一体化しました。今後は、水道事業の統合の効果が最大限発揮され、将来的な水道料金の上昇に伴う住民負担の増加を抑制するための取組を進めていく必要があります。

#### 施策の方針（方向性）

- 1 田川地域の拠点として、地域資源を生かしたにぎわいのある市街地を形成し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、中心部での都市機能の誘導や集約、人口密度の維持及び市内全域での公共交通の再編を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるための各種施策を展開します。また、施策実施にあたっては、都市景観への配慮、バリアフリーの実践による共生社会の推進を行います。
- 2 「美しいまちづくり」の一つとして、利用しやすく季節の草花も楽しめる魅力ある公園を目指し、適正な整備や維持管理に努めます。また、公園利用の快適性の向上や施設の安全性の確保を図るとともに、公園の適正配置を行います。
- 3 人と自然が共生し安心して暮らせる都市を目指し、適正な土地利用を図るための国土調査（地籍調査）を推進します。
- 4 水道事業の統合によるスケールメリットをいかしながら、水道施設の再整備を早急に進めます。水道施設の再整備に当たっては、経営の一体化によって活用可能となった国交付金や地方交付税等の財政措置の拡充状況などを踏まえ、最も有利となる財源を確実に活用し、将来的な水道料金の上昇に伴う住民負担の増加について、最大限の抑制を図ります。  
また、水道事業の経営の効率化を推進するため、1市3町の水道事務所間の連携を強化し、事務系、技術系のシステムや各種事務事業の統一化を図ります。

## 成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①【市民意識調査】にぎわいのある市街地が形成されている、と感じている市民の割合	14.0%	21.9%
②【市民意識調査】公園や景観など、魅力的な都市環境が整っている、と感じている市民の割合	34.2%	53.0%
③都市再生整備計画事業（田川伊田駅周辺地区第二期）の進捗率	0%	100%
④用途地域の見直し	—	見直し済
⑤中心部（居住誘導区域）における人口密度	33.2 人/ha	29.1 人/ha
⑥国土調査（地籍調査）進捗率	54.2% (平成30年度末)	84.7%

平成30年(度)＝2018年(度)

令和 元年(度)＝2019年(度)

令和 7年(度)＝2025年(度)

## 関連（個別）計画

都市計画マスタープラン

立地適正化計画

都市再生整備計画



## 1-1-2

### 便利で快適な道路網をつくる

#### 現 状 と 課 題

- 1 本市には、東西方向の広域幹線道路である国道201号及び国道322号バイパスを南北方向に結ぶ幹線道路がないことから、広域的な移動を可能にさせるために主要地方道田川直方線（田川直方バイパス）の延伸区間の早期完成が望まれています。  
また、市内においては、幹線道路から市街地中心部へのアクセス道路や市街地内の拠点間を結ぶ道路の形成を推進する必要があります。
- 2 生活道路となる市道の多くの路線が老朽化しているため、その改良や補修により、利便性と快適性の向上が求められています。

#### 施策の方針（方向性）

- 1 各道路期成会をつうじて国県道の機能向上や事業区間の早期完成を要望する等、関係機関と連携するとともに長期未着工の都市計画道路の見直しを検証します。なお、事業着手している次の道路整備を促進します。
  - ・田川直方バイパス延伸事業
  - ・街路事業（都市計画道路「中央団地川宮線」）
- 2 生活道路の適正な維持管理を推進します。

## 成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①【市民意識調査】生活に密着した主要な道路が整備されている、と感じている市民の割合	61.0%	64.1%
②街路事業（都市計画道路「中央団地川宮線」）の進捗率	57%	100%
③田川直方バイパス延伸事業の進捗率	9%	94%
④市道の改良率	81% (平成30年度末)	81.6%

平成30年(度)＝2018年(度)

令和 元年(度)＝2019年(度)

令和 7年(度)＝2025年(度)

## 関連（個別）計画

都市計画マスタープラン

舗装長寿命化（個別施設）計画

橋梁長寿命化修繕計画



## 1-1-3

### 地域に見合った交通環境をつくる

#### 現 状 と 課 題

- 1 沿線人口の減少により、鉄道、バスなどの公共交通利用者は減少の一途をたどっています。  
市内のバス路線は、平成14（2002）年の道路運送法の一部改正以降、路線の廃止や便数の減少が進みました。これにより、公共交通の空白地域や不便地域が生じたことから、その解消を図る目的で、平成22（2010）年10月からコミュニティバス「坂谷・田川病院線」の運行を開始し、現在、市内6路線を運行しています。  
平成25（2013）年11月の「交通政策基本法」の制定及び平成26（2014）年5月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により、今後の社会変化を念頭に置いた上で、地方公共団体が中心となり、持続可能な公共交通ネットワークを構築していくことが求められていますが、本市の公共交通ネットワークは需要に合致していない状態にあります。  
また、市民への公共交通に関する周知が不十分であり、認知度が低い状態となっています。
- 2 定住自立圏を構成する周辺自治体と協議し、広域公共交通ネットワークとしては、各自治体内で運行するバスを鉄道駅へ円滑に接続し、鉄道網と相乗効果を生み出す公共交通体系を構築していくとの方針を決定しました。また、本市には広域運行を行う民営バスがあり、利用者を確保し、路線を維持していく必要があります。

#### 施策の方針（方向性）

- 1 地域公共交通網形成計画に基づき、将来のまちづくり（コンパクトシティ）と連携した持続可能な公共交通ネットワークの構築を行うことにより、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。  
また、公共交通の空白地域や不便地域の縮小に努めるとともに、新たな技術等を活用しながら、公共交通の利用促進及び利便性向上を図ります。
- 2 コミュニティバスと鉄道や民営バスとの乗継強化を図り、郊外部から都市部及び周辺自治体へ移動しやすい公共交通体系の構築を目指します。

## 成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①【市民意識調査】鉄道、バスなどの公共交通機関が整っている、と感じている市民の割合	24.8%	31.0%
②コミュニティバス交通の年間利用者数	61,426人 (平成30年度)	63,000人

平成30年(度)=2018年(度)

令和 元年(度)=2019年(度)

令和 7年(度)=2025年(度)

## 関連(個別)計画

地域公共交通網形成計画





## 1-2-1

### 良質な住環境をつくる

#### 現状と課題

- 1 人口減少が進む一方で、住宅の新築は統一性がないまま各所で行われているため、居住地の拡散を抑制することによって生活利便性の維持向上を図る必要があります。
- 2 本市は4,980戸の市営住宅を保有していますが、建物の老朽化、人口や世帯数の減少により空き部屋も目立つようになってきたため、住環境の維持や安全性の確保が求められています。
- 3 人口や世帯数の減少に伴い、今後さらに民間住宅に空き家が増加することが予想されるため、既存住宅市場を活性化し、空き家の増加を抑制する必要があります。
- 4 年齢とともに変化していくライフスタイルに対し、定住促進の観点から可能な限りマイホームに住み続けることを支援する施策が求められています。
- 5 本市には旧耐震基準の戸建て住宅が多く存在しており、大地震の発生に備え、建物倒壊から市民の生命や財産を保護する施策が求められています。

#### 施策の方針（方向性）

- 1 スマートウェルネスシティの観点から生活の利便性や市民の健康等の維持向上につながる生活拠点としてふさわしい良質な宅地へ居住を誘導するよう取り組みます。
- 2 老朽化市営住宅の更新は、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の観点から市営住宅の周辺環境や利便性を考慮し、市営住宅の戸数削減を見据えた計画的な整備を行い、複数団地の統廃合や非現地建替えについても検討していきます。  
また、今後も維持していく市営住宅及び汚水処理施設、集会所等については、人口や世帯数、入居のニーズを踏まえ、引き続き市営住宅長寿命化計画に沿った計画的な整備と維持管理を行います。
- 3 安心できる住環境づくりを進めるため、利用可能な空き家の流通や地域での活用を促進します。
- 4 一人一人のライフスタイルにあった良質な住環境を提供するためには、住宅改修は必要不可欠なものであるため、住宅改修等に係る施策に取り組みます。
- 5 住宅の耐震化をさらに促進することが求められているため、旧耐震基準の木造住宅耐震化の啓発や支援を行い、耐震改修が困難な空き家は解体を促進します。

## 成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①【市民意識調査】良質な住環境を提供する取組が進んでいる、と感じている市民の割合	31.2%	36.5%
②各種支援により移住・定住に至った人数	139人 (平成27-30平均)	139人
③市営住宅の入居率	87.8%	90%
④市営住宅の耐用年数の長寿命化達成率	55.3%	74.8%

平成27年(度)=2015年(度)

平成30年(度)=2018年(度)

令和 元年(度)=2019年(度)

令和 7年(度)=2025年(度)

## 関連（個別）計画

住宅マスタープラン

市営住宅長寿命化計画

耐震改修促進計画

